

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正)
第六十七條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項ただし書中「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)以下「信書便法」という。」第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより」に、「郵便局」を「郵便事業株式会社(信書便の役務であつて経済産業省令で定めるもの)の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)」に改め、「その郵便物」の下に「若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物」を加え、「明りよう」を「明瞭」に改める。
 (国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第六十八條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二第二項中「第九十九條第三項」の下に「(共済法附則第二十条の三第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「日本郵政公社 当該年度」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度」に、「日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合の」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である」に改める。
 第六十九條第四項中「又は独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め、同条第五項を削る。
 (研究交流促進法施行令の一部改正)

第六十九條 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「並びに日本郵政公社の総裁」を削る。

(消費税法施行令の一部改正)

第七十條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「別表第一第五号ホ」を「別表第一第五号ニ」に改める。

(前払式証券の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第七十一條 前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

(国民年金基金令の一部改正)

第七十二條 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「国民年金基金連合会」を「及び国民年金基金連合会」に改め、及び日本郵政公社を削り、同条第二項中「日本郵政公社」を削る。

第三十条の四中「郵便貯金」を削る。

(水産業協同組合法施行令の一部改正)

第七十三條 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「郵便貯金」を削る。

第二十二条第一項第一号及び第二項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第七十四條 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。
 第三十七條の四の五中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第四十七條の三第三項第三号中「(日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社(次項において「公社」という。)に係るものを除く。)」を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第二項に規定する長官権限及び第三項各号」を「及び第二項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。
 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正)

第七十五條 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号及び第五条第一項第十六号中「郵便局」を削る。
 (厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第七十六條 次に掲げる政令の規定中「又は公社の総裁」を削る。
 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)第二十三條第四項の表第十一條の十第七項の項
 二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)第十二條第二項の表国家公務員共済組合法施行令の項

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令の一部改正)

第七十七條 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令(平成九年政令第三百六十三号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「郵便局等」及び「郵便局等」を削る。
 第三条の見出しを「金融機関の営業所等の長による預金等の口座に係る氏名又は名称及び住所の確認」に改め、同条中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改め、「又は郵便局等の長」を削り、「営業所等又は郵便局等」を「営業所等」に改め、「(同号に規定する財務省令で定める口座を含む。以下この条において同じ。)」を削る。
 第五条第二項及び第三項並びに第六条(見出しを含む)中「又は郵便局等」を削る。
 第七条第一項中「これらに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む」を削る。
 第九条第一項中「又は日本郵政公社」を削り、「その所在地(金融機関にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)」を「その本店又は主たる事務所の所在地」に改める。
 (介護保険法施行令の一部改正)

第七十八條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。
 第三十七條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正)

第七十九條 疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「日本郵政公社」を削り、同条第二項中「口座管理機関」という。の下に「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を加える。
 第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号の前に次の一号を加える。
 十七 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十三條第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務